

診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等の報酬・処遇改善等を求める意見書

国による医療費抑制政策がすすめられる中で、公定価格である診療報酬は上がらず、昨今の物価上昇に対応できていません。また、医療や介護・福祉従事者の賃金を他産業と同じように上げることも難しく、人員不足にもつながっています。救急や入院の受け入れを制限する病院が相次ぎ、開業医の閉院も起きています。お産ができる病院がない市町村も全国で 1,042 市町村を超えていました。

医療機関は過去最大の規模で倒産、廃業がすすみ、深刻な経営危機に陥っています。地域住民の医療を受ける権利が困難な状況にあると言えます。日本医師会・6 病院団体（日本病院会・全日本病院会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会）も警鐘を鳴らしています。このままでは医療機関や介護事業所がなくなり、医療や介護を受けられない地域が全国でさらに広がることが強く懸念されます。地域医療の喪失や介護崩壊を食い止めることが必要です。

また、政府は看護師、保健師、介護や障害福祉などのケア労働者の賃金引き上げを 2021 年に打ち出しましたが、その効果は極めて限定的であり、長野県医労連の加盟する日本医労連の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は 2.07%（5,772 円）に留まり、2025 年民間主要企業春季賃上げ平均率 5.52%（平均額 18,629 円）に遠く及びません。

私たちは、政府の責任による医療や介護・福祉事業の安定的な維持発展と、すべてのケア労働者の処遇改善のために、下記の事項について国に要望します。

記

1 2026 年度の診療報酬改定と合わせ、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬についても 1 年前倒しで改定を実施すること。すべての医療機関及び介護・福祉事業所の物価高騰や人員不足の状況に対し適切な報酬改定及び処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 19 日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣